日本図書館情報学会規約

- | 昭和47年4月1日施行 | 昭和53年10月29日改正 | 平成4年7月22日改正 | 1998年 10月1日改正 | 2006年10月1日改正
- 第1条 **(名称)** 本会は、日本図書館情報学会(Japan Society of Library and Information Science)と称する。
- 第2条(事務局) 本会に事務局をおく。事務局に関す る規程は、理事会の承認を経て常任理事会がこれを定 める。
- 第3条(**目的**) 本会は、図書館情報学の進歩発展に寄 与することを目的とする。
- 第4条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、 次の事業を行う。(1)機関誌および図書館情報学文献の 刊行 (2)研究成果発表のための集会 (3)共同研究・調 査 (4)国内外の関係団体・機関との連絡および協力 (5)その他必要と認める事業
- 第5条(会員の種類) 本会の会員の種類は,正会員, 学生会員,団体会員,賛助会員および名誉会員とする。
 - 2 正会員は、図書館情報学研究ならびに図書館業務 にたずさわるもの、および図書館情報学に関心のあ るものとする。
 - 3 学生会員は、図書館情報学を研究している学生、 および図書館情報学に関心のある学生とする。
 - 4 団体会員は、図書館および類縁機関とする。
 - 5 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体とする。
 - 6 名誉会員は、図書館情報学および本会に功労の あったもののうちから、総会決議をもって推薦され たものとする。
- 第6条 (入退会) 本会に入会しようとするものは、申 込書に所定事項を記入して申込み、常任理事会の承認 をえなければならない。正会員、学生会員、団体会員 として認められたものは、入会金1,000円を納めるもの とする。
 - 2 会員は、当該年度の年会費を前納するものとする。3 年会費を滞納したものは、退会したものと認めることがある。
 - 4 退会するものは、退会の理由をつけて届出るものとする。
- 第7条 (会員の権利) 会員は次の権利を有する。(1)すべての会員は、本会の機関誌の配布をうけることができる。(2)正会員、学生会員は、本会の機関誌へ投稿することができる。(3)すべての会員は、本会が開催する研究集会への参加ができる。(4)正会員、学生会員は、本会が開催する研究集会における研究発表の申込みができる。(5)正会員は、総会参加と議案提出ができる。(6)正会員は、役員の選挙・被選挙権を有する。
- 第8条(役員) 本会に次の役員をおく。会長1名,副 会長1名,常任理事6名,理事21名(副会長および常 任理事を含む)ただし,第9条第4項にいう会長指名 常任理事が,同条第2項にいう投票によって選出され た理事でないときは,理事22名とする。監事2名
 - 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。副会長 は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の 責務を代行する。
 - 3 理事会は、会長および理事によって構成される。 理事会は、本会の企画を審議決定し、運営に責任を 負うもので、年1回以上、会長が招集して開催する。 理事会は構成メンバーの3分の2以上の出席で成立 する。

- 4 常任理事会は、会長、副会長、常任理事によって 構成される。常任任理事会は、理事会および総会の 決定に従い会務を常時執行するもので、必要に応じ て会長が招集して開催する。常任理事会は、構成メ ンバーの3分の2以上の出席で成立する。
- 5 監事は、本会の事業および会計を監査する。
- 第9条(役員の選出・任期) 前条のうち、会長は、正 会員から無記名投票によって選出する。
 - 2 理事 21 名は,正会員から無記名投票によって選出 する。
 - 3 副会長は、理事の互選によって選出する。
 - 4 常任理事6名のうち,5名は理事の互選により,1 名は会長指名によって選出する。
 - 5 監事2名は、正会員から無記名投票によって選出 する。
 - 6 役員の任期は3年とする。
 - 7 通算5期,理事にある者は,理事につくことができない。ただし,副会長および第9条第4項にいう会長指名常任理事としての任期は含めない。
 - 8 会長,副会長,常任理事,監事については,この ときまで連続して2期,同一役職にあるものは,当 該役職につくことができない。
 - 9 役員の選出に関する選挙管理運営規程は、別に定める。
- 第10条 (役員の補充) 本会の役員に欠員ができ、会の 運営に支障を生ずるおそれがあるときは、前条の規定 によって補充することができる。補充した役員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 (総会) 総会は、欠席正会員の委任状を含めて、 正会員の5分の1以上で成立する。
 - 2 総会は毎年度の基本的な方針を検討決議し、議決 を要する場合は出席正会員の過半数で決定する。
 - 3 総会は、毎年1回会長が招集して開催する。正会 員の5分の1以上の要求があった場合は臨時に総会 を開催しなければならない。
- 第12条 (委員会) 常任理事会は,事業遂行のため,総務,財政,編集,研究等の専門委員会をおくことができる。
- 第13条(会計) 本会の経費は、会費、補助金、寄附金 およびその他の収入による。本会の会計年度は、4月1 日に始まり3月31日に終わる。
- 第14条 (会費) 本会の会費は、理事会の承認を経て常任理事会がこれを定める。会費に関する規程は、別に定める。
- 第15条 (規約の変更) 本会の規約を変更しようとする ときは、理事会の議を経て、総会において出席正会員 の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 付則2 第9条第7項でいう「通算」は,2005年度から 始まる期の役員就任から起算する。

日本図書館情報学会会費規程

1 本会の会費年額は下記のとおりとする。正会員 5,000円 学生会員 2,000円 団体会員 15,000円, 賛助 会員 50,000円